

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2021年6月24日現在

～2021年6月30日

2021年7月1日～

目次（略）

第1章～第10章（略）

第11章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第29条 当社が提供する電話等サービスの料金は、料金表第1表（料金）に定める基本料金及び通話に関する料金とします。

2 当社が提供する電話等サービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費及び設備費とします。

3 当社が提供する相互接続番号案内に関する料金は、第51条（相互接続番号案内料の支払義務）に規定する相互接続番号案内料とし、料金表第4表（相互接続番号案内料）に定めるところによります。

4 当社が提供する電話等サービスの登録に関する料金は、第35条（登録料の支払い義務）に規定する登録料とし、料金表第5表（登録料）に定めるところによります。

（注）本条第1項に規定する基本料金は、当社が提供する電話等サービスの態様に応じて、回線使用料、付加機能使用料（料金表第1表第2（通話に関する料金）に規定する通話の付加サービスに関する料金を除きます。）、ユニバーサルサービス料、屋内配線使用料及び機器使用料を合算したものとします。

第30条～第39条の2（略）

第12章～第15章、別記（略）

料金表

通則

1（略）

（料金の計算方法等）

2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金（臨時のものに係る付加機能使用料を除きます。以下2から6の規定において同じとします。）及び通話に関する料金は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める基本料金をその利用日数に応じて日割します。

(1) 料金月の初日以外の日により契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスに限ります。）又は付加機能の提供の開始があったとき。

(2) 料金月の初日以外の日により契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスに限ります。）の契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

(3) 料金月の初日に契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービス

目次（略）

第1章～第10章（略）

第11章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第29条 当社が提供する電話等サービスの料金は、料金表第1表（料金）に定める基本料金及び通話に関する料金とします。

2 当社が提供する電話等サービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費及び設備費とします。

3 当社が提供する相互接続番号案内に関する料金は、第51条（相互接続番号案内料の支払義務）に規定する相互接続番号案内料とし、料金表第4表（相互接続番号案内料）に定めるところによります。

4 当社が提供する電話等サービスの登録に関する料金は、第35条（登録料の支払い義務）に規定する登録料とし、料金表第5表（登録料）に定めるところによります。

（注）本条第1項に規定する基本料金は、当社が提供する電話等サービスの態様に
応じて、回線使用料、付加機能使用料（料金表第1表第2（通話に関する料金）に
規定する通話の付加サービスに関する料金を除きます。）、ユニバーサルサー
ビス料、[電話リレーサービス料](#)、屋内配線使用料及び機器使用料を合算したも
のとします。

第30条～第39条の2（略）

第12章～第15章、別記（略）

料金表

通則

1（略）

（料金の計算方法等）

2～4（略）

に限りません。)又は付加機能の提供を開始し、その日にその付加機能の廃止があったとき。

- (4) 料金月の初日以外の日には基本料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の基本料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- (5) 第30条の2(基本料金の支払義務)第2項第4号の表及び同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
- (6) 6の規定に基づく起算日の変更があったとき。

4 3の規定による基本料金の日割は、次のとおりとします。この場合、第30条の2(基本料金の支払義務)第2項第4号の表の1欄及び同条第3項第2号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

- (1) (2)以外のときは、暦日数により算定します。
- (2) 国際電話等サービスに係る付加機能使用料は一月を30日として算定します。

5 通話に関する料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、2の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 基本料金
1 適用

区 分	内 容				
(1)～(11) (略)	(略)				
(12) ユニバーサルサービス料の適用	<p>ア 2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料は、次表の左欄に規定する付加機能又は当社が別に定めるサービスの提供を受けている契約者回線について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。ただし、他に請求する料金がなく、ユニバーサルサービス料のみの請求となる場合には適用しません。<u>(当社が別に定める場合を除きます。)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>電気通信番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	電気通信番号		
区 分	電気通信番号				

4の2 3の規定による基本料金の日割のうち、料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))第1(基本料金)2(料金額)の2-1-6(ユニバーサルサービス料)及び2-1-7(電話リレーサービス料)に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

5～6 (略)

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 基本料金
1 適用

区 分	内 容				
(1)～(11) (略)	(略)				
(12) ユニバーサルサービス料の適用	<p>ア 2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料は、次表の左欄に規定する付加機能又はサービスの提供を受けている契約者回線について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。ただし、他に請求する料金がなく、ユニバーサルサービス料のみの請求となる場合には適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>電気通信番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	電気通信番号		
区 分	電気通信番号				

	地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に係る付加機能	着信課金番号
	地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）に係る付加機能	特定着信番号
	<u>当社が別に定めるサービス</u>	<u>当社が別に定めるサービスに係る電気通信番号</u>
イ 当社は、料金月の初日が基礎的電気通信役務支援機関が定める番号単価の適用期間の初日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。		
(13) 削除	削除	

	地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に係る付加機能	着信課金番号
	地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）に係る付加機能	特定着信番号
	<u>契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスプラン3に係るものに限ります。）</u>	<u>電話番号</u>
イ 当社は、料金月の初日が基礎的電気通信役務支援機関が定める番号単価の適用期間の初日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。		

(14) <u>電話リレーサービス料の適用</u>	<u>ア 2（料金額）に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する付加機能又はサービスの提供を受けている契約者回線について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。ただし、他に請求する料金がなく、電話リレーサービス料のみの請求となる場合には適用しません。</u>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>電気通信番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に係る付加機能</u></td> <td><u>着信課金番号</u></td> </tr> <tr> <td><u>地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）に係る付加機能</u></td> <td><u>特定着信番号</u></td> </tr> <tr> <td><u>契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスプラン3に係るものに限ります。）</u></td> <td><u>電話番号</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	電気通信番号	<u>地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に係る付加機能</u>	<u>着信課金番号</u>	<u>地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）に係る付加機能</u>	<u>特定着信番号</u>	<u>契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスプラン3に係るものに限ります。）</u>	<u>電話番号</u>
区 分	電気通信番号								
<u>地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）に係る付加機能</u>	<u>着信課金番号</u>								
<u>地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）に係る付加機能</u>	<u>特定着信番号</u>								
<u>契約者指定番号発信サービス（第2種グループ発信サービスプラン3に係るものに限ります。）</u>	<u>電話番号</u>								
イ <u>当社は、料金月の初日が電話リレーサービス支援機関が定める番号単価の適用期間の初日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。</u>									

2 料金額

- 2-1 回線使用料（基本料）
 - 2-1-1～2-1-5 （略）
 - 2-1-6 ユニバーサルサービス料

1 電気通信番号ごとに

2 料金額

- 2-1 回線使用料（基本料）
 - 2-1-1～2-1-5 （略）
 - 2-1-6 ユニバーサルサービス料

1 電気通信番号ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (http://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。	

2-2 付加機能使用料 (略)

第2 通話に関する料金 (略)

第2表～第6表 (略)

区 分	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (https://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。	

2-1-7 電話リレーサービス料

1 電気通信番号ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
<u>電話リレーサービス料</u>	<u>1円 (1.1円)</u>
<u>備考 毎年4月利用分から起算して電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価 (当社のWebサイト (https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html) に掲載するものとし、) を1円で除して得られる数値と同値の月数分の期間において、支払いを要します。</u>	

2-2 付加機能使用料 (略)

第2 通話に関する料金 (略)

第2表～第6表 (略)

附 則 (令和3年6月15日 APS1サ第00794789号)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

(電話リレーサービス料に関する経過措置)

2 料金表第1表 (料金 (付帯サービスの料金を除きます。)) 第1 (基本料金) 2 (料金額) 2-1-7 (電話リレーサービス料) の備考欄の期間について、令和3年度においては、令和3年7月利用分から起算して適用するものとします。

3 この改正規定実施の際現に、料金月の初日が令和3年6月30日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。